

作成日 2024/01/19
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	防錆潤滑剤
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	金属の防錆・潤滑
使用上の制限	用途以外の使用はしないでください
整理番号	M240119

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肺) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性 麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系 肺 皮膚) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ
H315+H320 皮膚及び眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H371 肺の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、肺、皮膚の障害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)

	<p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)</p> <p>取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)</p>
応急措置	<p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>
廃棄	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ケロシン(灯油)	35.0～45.0%	不明	不明	不明	8008-20-6
ミネラルオイル(鉱油)	8.0～15.0%	不明	不明	不明	8042-47-5
石油スルホン酸カルシウム塩	1.0～3.0%	不明	(9)-1732	既存	61789-86-4
ニュートラル潤滑油用基油	12.0～18.0%	不明	不明	不明	8002-05-9
ジノニルナフタレンスルホン酸バリウム	2.0～5.0%	不明	(4)-474,(4)-	既存	25619-56-1
プロパン	7.5～10.5%	CH ₃ CH ₂ CH ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	17.5～24.5%	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

4. 応急措置

吸入した場合	気分が悪い時は、医師に連絡すること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。
眼に入った場合	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。 無理に吐かせないこと。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。

5. 火災時の措置
適切な消火剤

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素。

使ってはならない消火剤

棒状水、水噴霧。

火災時の特有の危険有害性

当該製品は分子中にS(硫黄)を含有しているため、火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)を放出する。
当該製品は分子中にS(硫黄)を含有しているため、燃焼ガスには、一酸化炭素などの他、硫黄酸化物系のガスなどの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。
熱、火花および火炎で容易に発火するおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

空気式呼吸器(SCBA)、眼や皮膚を保護する耐熱性の完全防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

漏出物を吸着剤(土、砂、ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。
火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
内容物を直接吸入しないこと。多量に吸入すると窒息する危険性がある。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。
容器を接地すること。アースを取ること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
火気厳禁

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管 安全な保管条件 容器を密閉して換気の良い涼しい場所で保管すること。
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
施錠して保管すること。
無機酸、塩素化合物、強酸化剤などから離して保管すること。
火気厳禁
保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

安全な容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ケロシン(灯油)	未設定	未設定	設定あり
ミネラルオイル(鉱油)	未設定	未設定	未設定
石油スルホン酸カルシウム塩	未設定	未設定	未設定
ニュートラル潤滑油用基油	未設定	未設定	未設定
ジノニルナフタレンスルホン酸バリウム	未設定	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定	設定あり
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
ケロシン(灯油)	未設定	未設定
ミネラルオイル(鉱油)	未設定	未設定
石油スルホン酸カルシウム塩	未設定	未設定
ニュートラル潤滑油用基油	未設定	未設定
ジノニルナフタレンスルホン酸バリウム	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定
ブタン	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先 : <https://www.acgih.org/>

設備対策 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具	呼吸用保護具	換気が不十分な場合、呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	保護眼鏡、保護面を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	不浸透性の保護衣を着用すること。 帯電防止性の保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	黄色(液体成分)
臭い	特異臭
融点／凝固点	-187.68(噴射ガス)
沸点又は初留点及び沸点	>110°C(液体成分)、-42.04°C(噴射ガス)
範囲	
可燃性	可燃性
爆発下限界及び爆発上限	0.7 vol%(ケロシン)、1.8vol%(噴射ガス)
下 限 界 ／ 可 燃 限 界	
	上限 5.0 vol%(ケロシン)、9.5vol%(噴射ガス)
引火点	131°C (クリーブランド開放式)
自然発火点	>210°C(液体成分)、>365°C(噴射ガス)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	非水溶性
n-オクタノール／水分配	非水溶性
係数	
蒸気圧	0.75kPa(20°C)(噴射ガス)
密度及び／又は相対密度	0.800-0.860(15°C)(液体成分)、0.502-0.542(20°C)(噴射ガス)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	データなし
化学的安定性	通常の取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	攪拌や流動により、静電気を発生することがある。 熱、火花および火炎で容易に発火するおそれがある。 プロパンは、二酸化塩素と混合すると爆発するおそれがある。 ブタンは、ニッケルカルボニル及び酸素と混合すると爆発するおそれがある。
避けるべき条件	熱、火花、裸火、高温のものなどの着火源。 静電気、静電気火花。
混触危険物質	無機酸、塩素化合物、酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過酸化化物、過塩素酸塩など)、アルミニウム、アルカリ。

危険有害な分解生成物		<p>燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、硫酸化物などを発生する。</p>
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	<p>急性毒性推定値が15294.1176471mg/kgのため区分に該当しないとした。</p> <p>毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。</p>
	経皮	<p>急性毒性推定値が2988.5057471mg/kgのため区分5とした。</p> <p>JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。</p> <p>毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。</p>
	吸入	<p>(気体)</p> <p>GHS定義による気体ではない。</p> <p>(蒸気)</p> <p>データ不足のため分類できない。</p> <p>(粉じん・ミスト)</p> <p>急性毒性推定値が3.6043647mg/lのため区分4とした。</p> <p>区分2の成分合計が35%のため、区分2とした。</p> <p>眼区分2Bの成分合計が17%のため、区分2Bとした。</p>
皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性		<p>データ不足のため分類できない。</p> <p>危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。</p> <p>毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。</p>
生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性		<p>区分2の成分が17%のため、区分2とした。</p> <p>区分1Aの成分が17%のため、区分1Aとした。</p> <p>(生殖毒性)</p> <p>データ不足のため分類できない。</p> <p>(生殖毒性・授乳影響)</p> <p>データ不足のため分類できない。</p>
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		<p>区分2(肺)の成分が17%のため、区分2(肺)とした。</p>
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		<p>区分3(麻酔作用)の成分合計が60%のため、区分3(麻酔作用)とした。</p> <p>区分3(気道刺激性)の成分合計が35%のため、区分3(気道刺激性)とした。</p> <p>区分1(中枢神経系)の成分が17.5%のため、区分1(中枢神経系)とした。</p> <p>区分1(肺)の成分が17%のため、区分1(肺)とした。</p> <p>区分1(皮膚)の成分が17%のため、区分1(皮膚)とした。</p>
誤えん有害性		<p>動粘性率が不明のため、分類できないとした。</p>
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 (急性)	短期	<p>(毒性乗率 × 100 × 区分1) + (10 × 区分2) + 区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。</p> <p>毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。</p>
水生環境有害性 (慢性)	長期	<p>(毒性乗率 × 100 × 区分1) + (10 × 区分2) + 区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。</p> <p>毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。</p>
生態毒性 残留性・分解性		<p>データなし</p> <p>データなし</p>

生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

データなし
データなし
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

14. 輸送上の注意
国際規制

国連番号	1950
品名	AEROSOLS
国連分類(クラス)	2.1
容器等級	—
海洋汚染物質	非該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

国内規制

陸上規制情報	消防法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

移送時にイエローカードを携行する。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号

126+128

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

ブタン(政令番号:482)(10%-20%)(営業秘密)

灯油(政令番号:380)(30%-40%)(営業秘密)

鉱油(政令番号:168)(10%-20%)(営業秘密)

がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

鉱油(未精製油又は軽度処理油)

労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

ブタン(政令番号:482)(10%-20%)(営業秘密)

灯油(政令番号:380)(30%-40%)(営業秘密)

鉱油(政令番号:168)(30%-40%)(営業秘密)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

鉱油(未精製油又は軽度処理油)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

プロパン(政令番号:1768)(1%-10%)(営業秘密)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当

非該当

消防法
大気汚染防止法

第4類 引火性液体 第三石油類(非水溶性)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

油(施行規則第2条)
油性混合物(施行規則第2条の2)
危険物(施行令別表第1の4)
有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
高压ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
高压ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・高压ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)
労働基準法

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

化学兵器禁止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、

その他

作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。

この情報は、新しい情報入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。